

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年12月20日（火）9：00～10：00

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、真田係長、有吉係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

高温ガス炉プロジェクト推進室 室長 他1名

大洗研究所 高温ガス炉研究開発センター 高温工学試験研究炉部 部長

核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター 施設管理部

前処理施設課 課長

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、ふげん及びもんじゅの使用済燃料の処分の方法、並びにHTTRにおける熱利用試験計画について、機構の検討状況の説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した。

（1）ふげん及びもんじゅの使用済燃料の処分の方法

- ・仏国でのふげんの使用済燃料の再処理に関して、回収プルトニウムは仏国に譲渡する方針とのことであるが、再処理により発生する放射性廃棄物は日本に返還する方針か教えてほしい。
- ・ふげんの「8. 使用済燃料の処分の方法」に係る原子炉設置変更許可の申請時期を教えてください。
- ・もんじゅの使用済燃料は、ふげんと同様に契約関係の手続きを進めているか教えてほしい。

（2）HTTRにおける熱利用試験計画

- ・今後設置する水素製造施設の適用法令の考え方として、原子炉等規制法及び一般産業法規の適用範囲の線引きをどのように設定するかが今後の議論になると考える。設置変

更許可の申請前に、行政相談の場を使うなどして説明を行うこと。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

(1) ふげん及びもんじゅの使用済燃料の処分の方法

- ・仏国でのふげんの使用済燃料の再処理によって発生する放射性廃棄物は、使用済燃料の再処理に関する日仏間の政府間合意に基づき、日本に返還される。
- ・ふげんの「8. 使用済燃料の処分の方法」に係る原子炉設置変更許可の申請時期は、2023年～2026年間で予定している使用済燃料の仏国への輸送前に許可を得る必要があると考えており、今後、行政相談をさせてほしい。
- ・もんじゅの使用済燃料は、仏国での再処理を軸としつつ、その他の選択肢も検討している段階であることから、今後、数年で選択肢を1つに絞る判断を行った上で具体的な契約関係の手続きに進む予定である。

(2) HTTRにおける熱利用試験計画

- ・今後設置する水素製造施設について、原子炉等規制法の適用範囲の考え方は、今後、行政相談において説明する。

6. 配布資料

- ・ふげん・もんじゅ使用済燃料の処分について
- ・HTTR-熱利用試験計画の検討状況

以上